

平成23年度教育委員会臨時会会議録

- 【日時】 平成23年4月6日（水）
【開会】 15時00分
【閉会】 15時15分
【場所】 明治安田生命川崎ビル3階 教育委員会室

【出席委員】

委員長 佐々木 武志	委員 小泉 秀夫
委員 中條 克之	委員 中本 賢
委員 中村 立子	教育長 金井 則夫

【出席職員】

総務部長 平野
教育環境整備推進室長 海野
職員部長 高梨
生涯学習部長 野本
庶務課長 小椋
企画課長 広瀬
庶務課担当課長 五十嵐

教職員課担当課長 丸山

担当係長 末木
書記 外山

【署名人】 委員 中條 克之 委員 小泉 秀夫

1 開会宣言

【佐々木委員長】

ただいまから教育委員会臨時会を開会いたします。

2 開催時間

【佐々木委員長】

本日の会期は、15時00分から15時15分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 2名）

【佐々木委員長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【佐々木委員長】

異議なしとして傍聴を許可します。

以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、同様に許可することによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【佐々木委員長】

それでは、そのように決定いたします。

4 署名人

【佐々木委員長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条により、中條委員と小泉委員をお願いいたします。

5 報告事項

報告事項 No. 1 請願の報告及び協議について

庶務課担当課長が別添報告事項 No.1 に基づき説明した。

【佐々木委員長】

本日の教育委員会では、請願の取扱いについて協議いたします。何か御意見ございませうでしょうか。

【佐々木委員長】

大まかな計画がわかっているれば説明してください。

【職員部長】

予定では、4月中ほどくらいに国あるいは県から採択に関する基本的な考え方や注意事項等の文書をいただく予定になっています。

県としても今月中ごろの教育委員会において県としての採択方針を決定するという予定になっています。

本市といたしましては、国、県の通知を受けまして4月下旬次回の教育委員会におきまして採択方針を議案として提出し議論いただきたいと思いますと思っております。

また、合わせて教科書選定審議会の決議と委員の委嘱等について議案として提案したいと考えております。

【佐々木委員長】

まだ、県から今年の方針が決まっていない時点での請願ですので、その点のことも併せてご意見いただきたいと思います。

【小泉委員】

従来はどのようにしてましたか。

【佐々木委員長】

県のほうから市の方針がきまってそれを受けて学校がこうやっていこうと決めていきます。

昨年の場合も、まだ採択するとか採択しないとかそういう段階ではなかったので、今後審議を続けていくというような取り扱いでやってきたと思います。

今年の方針がまだ出る前の段階ですからこれをそのまま審議をここで結論をだすことはできないのではないのでしょうか。

【金井教育長】

研究の部分と審議の部分をしっかり明確にしながら進めていこうということで、代表の先生から研究で上がってきたものを審議するというそういう段階をしっかり踏まえて、今までもそうでしたから、明確にしてやりましょう

県の方の観点についても、最終的には川崎の視点を踏まえながら審議していくことになりますので、その辺をできるだけわかりやすい形で行っていきたいと考えています。

【佐々木委員長】

ご意見ございますか

【小泉委員】

県の方針について、またその上で川崎の方針を考えることですとまだ前提が整っていないということになりますよね。

【中條委員】

基本的には、本日は採択できない。そういった条件がありませんので、そうすると継続という形になってくると思いますけれどもいかがですか。

【佐々木委員長】

今まで、陳述という場合には、10分間ということでやっていましたがそれはよろしいですか。

【小泉委員】

ただ、それを前提とはしないということにしておかないと今後どうなるかわかりませんよね。

【佐々木委員長】

この陳述の内容につきましては、ご理解できるけれどもこれを採択するかどうかについては、今度審議していくということと、時間については請願の数によりますけれども10分程度ということによろしいですか。

【中條委員】

出てくる陳述の数によってになってくると思いますよね。ですので、会議の進行等が支障をきたすようであればその辺も今後継続して考えていかなければいけないですけれども。

【中村委員】

数がどうなるかわかりませんが、あまりそれだけに時間を使って本来やるべきことに支障をきたすことになってはと思いますよね。

【佐々木委員長】

今後どのくらいの数の請願があるかということも目安にしながら数が少なければ10分くらいということによろしいですか。

<了承>

報告事項 No. 2 平成23年度実施 川崎市立学校教員採用候補者選考試験の実施について

教職員課担当課長が別添報告事項No.2について説明した。

【佐々木委員長】

大きな変更点として特別支援学校が今年度から新たに入ってきたということですが、そのほかに何か質問等ございますか。

【中村委員】

採用の今までの実績はどのくらいありますか。

延長された方が大学院修了後、本市の教員になっているのかその比率を教えてください。

【教職員課担当課長】

今年の採用の方が初めての導入でしたので、実績としては3名の方が利用されていて、川崎の名簿登載者という身分を保持した上で、大学院へ行っておりまして、この方々の2年後の採用を楽しみにしているという状況でございます。

【中村委員】

大学院でしっかり2年間充実して勉強してきてもらうというのは、こういう制度があれば安心してできるのでよいと思いますが、一方で逃げられてしまうというリスクもあるという、昨年からはまったということでわかりませんが、ただ2年延長してあげるといだけではなく、本当に市の教員になってくださるのであれば、それなりの市の教育関連に毎回は難しくてもポイント・ポイントで参加できるものというのはあると思います

ので、そういうところに出てもらおうとか、考えた方がいいのかなと思います。

実際に初任研とかあるわけですが、入る前に自分で現場の雰囲気をつかむということもできると思うので、これだけでは足りないのではと思います。

【小泉委員】

こういう制度があれば、それに魅力を感じて受験者が増えるという可能性はあると思いますが、逆にあまり大学院在学中の負担が過度になると縛りをかけてしまって、そこでどうしようかと迷われてしまっても困るわけですね。

他の市や県の動向を見ながらこれに後れを取らないように、それぞれ工夫をしていると思いますので、本市でも新しい工夫をしていくことが必要だと思います。他のところではそうした負担のようなものがどうなのかということ踏まえた上で考えていくことが必要かと思っています。

【金井教育長】

留学して外国の大学院とか特に英語の先生などは希望があるかも知れないので、こういう制度を作ることで大学の4年間終わって試験を受けて合格した後、留学することも可能になる。留学が最近少ないというのは戻ってきたときに就職先がなかなか見つからないということも含めて、そういう方たちにとっては活用していただけるのではないかと思います。

【中條委員】

優秀な人ほどチャンスが多いということもありますけれども、何らかのつながりが切れないという保証というのは必要なのではと思います。

中村委員のおっしゃるとおりで、もしその人が逃げてしまったときに、他の人たちが入る余地があったのにその人たちのチャンスを潰してしまう。それも少しもったいないと感じます。

【金井教育長】

大学院を出た方と一般の方とで給料のメリットはあるのですか。

【教職員課担当課長】

大学卒業後ストレートに入る方より1年分早く昇給することになっています。

【中本委員】

他都市ではそういう取り組みはやっているのですか。

【教職員課担当課長】

比較的新しい取り組みです。昨年度は全国17の都市で行っております。

日本で最初に導入されたのも2年くらい前からですので、それほど多くの事例は出ておりません。どの自治体も手探りでっており、お話いただいた延長者のフォローをどうしていくかはどの自治体も検討段階という状況でした。

川崎市では、この方々にお話しさせていただいていることは、1年たったところで成績の報告をしていただくことと、修学しているところが説明会にうかがっている大学ですので、その時に話をうかがうことや出身大学の大学院に行っている方が2名いますので、後輩にも川崎のPRをお願いしています。

【中本委員】

例えばそれが一般的なことではなく、特別なことであれば、そういう制度があればいいなと思っている人はたくさんいると思うのですけれども、これはパンフレットのどこに書いてあるのですか。

【教職員課担当課長】

受験案内に書いてあります。

【中本委員】

受験案内はパンフレットと一体に入っているのですか。

【教職員課担当課長】

一体に入っています、それからホームページからもダウンロードできるようになっています。

7ページの8と12ページの今年度の主な変更点でもPRしております。

【佐々木委員長】

大学院に行っていて1年残っているという場合にも可能ですか。

【教職員課担当課長】

はい。

【中村委員】

博士課程はこれでは足りないですね。

【教職員課担当課長】

それは、これから考えていければと思います。

【金井教育長】

博士課程を出ている先生もいるでしょうから、そこまで拾えてもいいですね。

【中村委員】

社会人の場合は、ドクターコース2年というのがありますよね。

マスターに関しては、この制度で対応し、ドクターに関してはもう少し勉強してきてもらうという形で国内留学的な形でやってもいいですけど、別途に制度を分けた方がいいように思います。

【中本委員】

学生はいろいろなパンフレットを見るとありますが、スタンダードのパンフレットで紹介するのもいいけれども選考区分で様々な分野にもあるぞと。

教育委員会の幅というかスタンスというのが、教育プランをみんなに告知するのも大事ですけども、うちの間口がこうだよというすばらしい教育に対して、実際に青年海外協力隊等経験者で選考試験を受けているかたはいらっしゃるのですか。

【教職員課担当課長】

去年は3人です。

【中本委員】

それは多いのですか。少ないのですか。

【教職員課担当課長】

例年3人～5人くらいです。

【中本委員】

それは他都市と比べてることはないですか。

【教職員課担当課長】

他都市との比較という資料はございませんが、おととしの試験では、この特別選考Ⅲの青年海外協力隊の方で1人合格し今は小学校で勤務しています。

【中本委員】

周りにやっぱり夢捨てられないという人もいっぱいいるのですけれども、そういう人も新卒ではなく川崎市は懐の深いこういう窓口がいっぱいあるぞということをカラーページのどこかでアピールした方がいいのではないのでしょうか。

【中村委員】

試験の日にちが重なっているので、たくさんは受けられないですね。

【小泉委員】

地方から来ている方は、地元と神奈川であれば横浜市、川崎市、神奈川県くらいで、あと東京が視野に入って、ただ試験日は一緒ですからそれくらいですかね。

【教職員課担当課長】

この間 J I C A とやりとりをしておりますけれども、J I C A の方は、とても反応がよく、今度 J I C A の説明会に来てくださいと言われておりまして、受験者が増えることを期待しております。

【中村委員】

中本委員のおっしゃる間口が広いという意味でいうと、今回採用試験を受けて、受かって、また別のこともあってこっちも経験してみたいという場合にこれは生きてくると思いますが、今協力隊に行きたいとか、大学院に行きたいということで進んだとしても川崎市は受験の年齢幅が広いですので、そこでフォローできるわけです。

どういう経験を積んできたか、空いている年限がどんなにあったとしても、受験できることはとても間口が広いことなので、さらに加えて受けても資格が保持される、ほかの国家資格のように何年間は大丈夫ですよみたいなありますよね、それと同じようなことをプラスαでやるということなので、もっと知らしめた方が良いでしょうかね。

【中本委員】

先輩達からのメッセージというのを新卒から何年かの人に全部してしまうということよりも、1年目で社会経験をたくさんされた方を載せてみるとか、パンフの中に川崎の間口の広さみたいなものを見せる。例えば、会社辞めて小学校の先生になっている仲間もいるのですが生き生きしていてすごくいい。そういう人がやっぱり子どもとやるのは楽しいというようなことを、数字で書くということではなく、パンフの見せ方として間口の広さを見せるというのも一つの手かなと思います。

【金井教育長】

今年のパンフもなかなか良くできていると思います。

【中村委員】

先ほどほったらかしではなくフォローした方がいいと言ったもう一つの理由というのは、自分の地元である地方を受けてそして都市部を受けるという学生が多いわけですが、そういう人たちは、地元が受かると地元に行ってしまうということが圧倒的だという話を聞いております。

そういう人たちを育てている先生に話を聞くと、学生にはどんどん受ければ良いと言っているが、都会は怖いと思っているから、なかなか踏み切れないという学生が多いというようなことを聞きます。

ちっとも怖くないよ、みんなの学校の先輩もいるとかそういうことをそこからの仲間づくりではないですけども、受け止めそういう風なことをやっていった方が、川崎市らしいきめ細やかさが出ていいのではないかと思います。

【小泉委員】

当然、地方の説明会では、その出身者に一緒に行って川崎市のことを説明してもらおうということはやってらっしゃると思いますが、そういうのは非常に効果的だと思います。

やはり猶予というのは一つの売りになります。

留学して帰ってきてどうなのか心配で、海外へ出られない、出ない若者が増えているといわれますが、就職状況がこういう状況ですから。

こちらで受かって大丈夫ということで行けるわけですね。大学院にしても同じことが言えるわけで、ぜひこれは一つの布石になるだろうとは思っています。

【中村委員】

その猶予期間に海外に出た場合には、学期が違うので半年ずれると思いますので、この3年にするということは意味のあることだと思います。

半年ずれて3年とると半年余るわけですけども、その間例えば繰り上げてついていただけのようなことも含め考えて行けるといいのかなと思います。

【金井教育長】

名簿登載していれば大丈夫ですよ。

【小泉委員】

放任しっぱなしで良いとは思いませんけれども、何を魅力としてこちらは出すかとい

うことを考える必要があると思います。

【佐々木委員長】

今出た話を聞いておられますと、地方だとか大学に行って川崎のアピールをしていらっしやると思いますので、中本委員のおしゃることもカバーできるように考えてもらうなどしてもらいたいと思います。

【教職員課担当課長】

学生が身を乗り出すというような反応はあります。それだけのインパクトの大きいことなのかなと思います。

地方については、いろいろ取り組みをしていますが、今年は出身大学別のビデオレターというのを学校にお願いして作っています。

学生向けのPRビデオですが、大学の先生にも大きなアピールになっています。自分が出した学生が川崎で立派に働いているというのは、先生にとってはとてもうれしいことで、それが川崎への信頼にもつながってくると考えています。

【中本委員】

多摩川塾で先生が多摩川を泳いでいる写真もインパクトあると思いますよ。

【中村委員】

都市部の中でも横浜・東京というのは出てくるが、川崎というのが落ちてしまう可能性があるなので、いろいろなところに川崎の教育を良くするためになるべく広く出来たらいいなあと思っています。

【佐々木委員長】

いろいろな意見が出ました。よりよくみなさんにPRするということをお願いいたしまして、了承ということではよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【中條委員】

もう1点だけよろしいですか。

4番の募集対象、募集人員のところなのですが、高等学校の先生は昨年と同様ですか、中学校に含んでというのは。

【教職員課担当課長】

昨年は高等学校の工業、商業という中学校にはない教科がございまして、これについて高等学校という受験区分がございました。

今年は高等学校だけの教科の募集がありませんので、中学校に含むという形になっております。

【中條委員】

この場合は80名の中に含むということですか。

【教職員課担当課長】

毎年10名前後ですが、中学の合格者の中から高等学校に行かれる方がいます。

【中村委員】

小学校・中学校とかは県費ですよ。高等学校は市費ですけども、中学校で採った方を高等学校へということはできるのですか。

【金井教育長】

県費の教員が指導主事になったときには市費の教員になりますから高校の籍にするとかいろいろな調整をするわけです。

【佐々木委員長】

教員免許があればできます。

【中村委員】

それは神奈川県の中だけではなく、他の都市の教員をやっている方が、川崎に来るといようなこともできるのでしょうか。

【教職員課担当課長】

県内はそういうことがあります。

川崎市の現職の先生が県外の、たとえば埼玉県の先生になりたいというときには、採用試験を受けることになります。

【佐々木委員長】

採用試験を受けて、東京都は割愛ということはしませんが、他の都市であれば川崎で6年間先生をして埼玉県へ行ったら埼玉県は7年目として扱ってもらえる。

【教職員課担当課長】

採用に当たっては試験を受けることにはなりません。

【金井教育長】

3年くらい教員の研修とか受けた方が大阪とか異動するようなケースはたまにありますか。

【教職員課担当課長】

それは毎年ありますね。

【金井教育長】

その時の試験は、面接だけとかいわゆる特別選考のような試験なのですよね。

【教職員課担当課長】

川崎市が特別選考をしているように大阪でもやっています。

【中村委員】

広い意味でいえば割愛をしているということでしょうか。

【職員部長】

たとえば、川崎市の教育委員会と神奈川県教育委員会とで、任命権者が異なりますので、そこでは身分が変わり、その時には、県外の場合は、選考試験を受けることが法律で決まっております。

試験を簡略化して面接だけにするとか、試験の内容については各自治体で決めていて、給料については各自治体での勤務実績が加算されるようになっています。

そのため、デメリットはないようになっております。

【佐々木委員長】

よろしいですか。

【各委員】

<はい>

6 閉会宣言

委員長が閉会を宣言した。